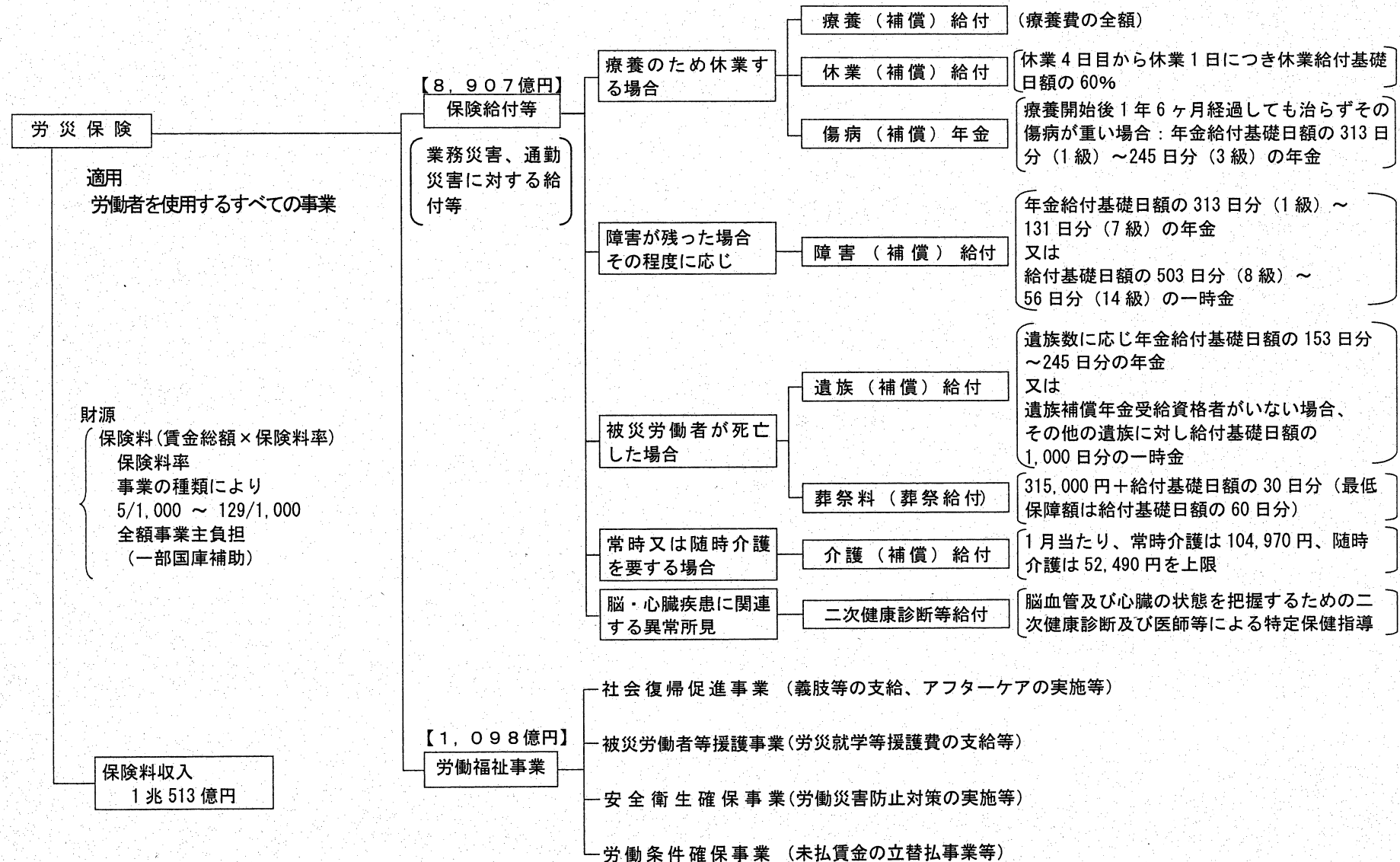


労働者災害補償保険制度の概要（平成17年度）



労 災 保 険 率 表

(平成15年4月1日改定)

事業の種類の分類	事業の種類	労 災 保 険 率
林業	林業	1000分の59
漁業	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	1000分の52
	定置網漁業又は海面魚類養殖業	1000分の40
鉱業	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）又は石炭鉱業	1000分の87
	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	1000分の53
	原油又は天然ガス鉱業	1000分の7
	採石業	1000分の69
	その他の鉱業	1000分の32
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	1000分の129
	道路新設事業	1000分の29
	舗装工事業	1000分の17
	鉄道又は軌道新設事業	1000分の30
	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	1000分の17
	既設建築物設備工事業	1000分の14
	機械装置の組立て又は据付けの事業	1000分の16
	その他の建設事業	1000分の23
製造業	食料品製造業（たばこ等製造業を除く。）	1000分の7
	たばこ等製造業	1000分の5.5
	繊維工業又は繊維製品製造業	1000分の5.5
	木材又は木製品製造業	1000分の21
	パルプ又は紙製造業	1000分の8.5
	印刷又は製本業	1000分の5
	化学工業	1000分の6
	ガラス又はセメント製造業	1000分の7.5
	コンクリート製造業	1000分の15
	陶磁器製品製造業	1000分の17
	その他の窯業又は土石製品製造業	1000分の25
	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	1000分の7
	非鉄金属精錬業	1000分の8
	金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	1000分の10
	鋳物業	1000分の18
	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く。）	1000分の14
	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めっき業を除く。）	1000分の10
	めっき業	1000分の8.5
	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	1000分の7
	電気機械器具製造業	1000分の5
	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	1000分の5.5
	船舶製造又は修理業	1000分の22
	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	1000分の5
	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	1000分の5.5
	その他の製造業	1000分の8
運輸業	交通運輸事業	1000分の5
	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	1000分の13
	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	1000分の17
	港湾荷役業	1000分の31
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	1000分の5
その他の事業	農業又は海面漁業以外の漁業	1000分の11
	清掃、火葬又はと畜の事業	1000分の12
	ビルメンテナンス業	1000分の6
	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	1000分の6
	その他の各種事業	1000分の5